

# 科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成25年6月25日現在

機関番号:34407

研究種目:基盤研究(C)研究期間:2009~2012課題番号:21530280

研究課題名(和文) 「拡大」のインパクトと金融ショックがEUの労働市場に与える

効果に関する研究

研究課題名(英文) Study about the effect of "EU Enlargement" and Monetary

Shock on the EU Labor Markets

研究代表者

本田 雅子 (HONDA MASAKO) 大阪産業大学・経済学部・准教授

研究者番号:50306073

研究成果の概要(和文):本研究では、スウェーデン、イギリス、フィンランド、およびアイスランドにおいて生じた事例を比較・分析することを通じ、第5次EU拡大と近年の金融ショックがEUの労働市場にもたらした影響を明らかにし、EU 統合に対するそのインプリケーションを考察した。これらのケース・スタディにおいて拡大は高所得の加盟国の国内社会に軋轢と緊張をもたらしたこと、EUの市場統合を後退させないためにはEU加盟諸国における労働市場に関するいっそうの制度調整が必要とされることが示された。

研究成果の概要(英文): This study shows influence of the fifth enlargement and recent monetary shock on EU labor market through four case studies of Sweden, UK, Finland, and Iceland, and considers its implication on the European integration. In those case studies, it is shown that the enlargement brought conflicts and tensions in society of a high-income country, and that the more integration of the European market needs the more coordination of labor market policies in the member countries.

#### 交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
平成 21 年度	900, 000	270, 000	1, 170, 000
平成 22 年度	600,000	180, 000	780, 000
平成 23 年度	600, 000	180, 000	780,000
平成 24 年度	500,000	150, 000	650,000
総計	2, 600, 000	780, 000	3, 380, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:経済学・経済政策

キーワード:経済政策

### 1. 研究開始当初の背景

私は本研究以前 10 数年に渡ってE U統合の研究、とりわけE U域内の労働移動および労働市場をテーマとする研究を続けてきた。平成 14 年度~16 年度には科学研究費補助金・若手研究(B)の交付を受け、「E U 大の労働市場の調整制度に関する研究」を行った。この研究においては、E U域内での労働の移動性(モビリティ)増大には雇用政策分野でのE U の労働市場調整政策が重要であるこ

とに着目し、そのような政策の展開をフォローアップしたうえで、それが実態面にどのような影響を与え、またそれが制度にフィードバックされているのかを分析し、EU統合全体における政策的含意を明らかにした。この若手研究(B)による研究を発展させ、平成17年度~19年度に科学研究費補助金・基盤研究(C)の交付を受けて行ったのが「EUにおける資本移動と労働移動の政策選択に関する研究」である。この研究においてはEUが資本

移動と労働移動の自由化を同時ではあるが 異なる程度によって推進してきた論理と政 策意図を明らかにし、そのような政策選択が 国際的枠組みの形成と発展にどのように関 連してきたのかを明らかにした。

それら一連の研究を終了した後、私は EU 域内の労働移動および労働市場に関する研究は、EU 統合の進行に応じて、その後ますます重要なものになると考えた。そこで、過去6年間にわたる研究成果を土台にし、新たに科学研究費補助金を得て行ったのが本研究である。

#### 2. 研究の目的

私が EU 域内の労働移動および労働市場に 関する研究の必要性がいっそう高まってい ると考えたのは以下のような理由による。

第1に、EUは近年大きく「拡大」し、域 内の「労働移動」および「EU労働市場」の 問題がますます重要になっている。EUは周 知の通り、2004年、2007年の2度にわたり、 12 カ国もの新規加盟国を迎えたが、これらの 国々の所得水準は既加盟国と比べてはるか に低く、これらの国々の加盟がEUに与える 影響が懸念された。最大7年間の過渡期間の 設定と、各加盟国の実情に応じた適用によっ て妥協が図られ、一部加盟国は新規加盟国民 の自由移動を過渡期間の最初から認めたが、 ドイツなどの主要移民受入国は自由化をす ぐには実施しなかった。このため自由化が実 施された国へ偏った流入が生じ、問題になっ た。自由化の最終期限として 2004 年加盟の マルタ、キプロスを除く新規加盟8カ国(以 下、EU8) に対しては2011年4月末、2007 年の新規加盟国に対しては2013年12月末と いう過渡期間が設定されていたが、その過渡 期間の間にEU各国の労働市場にどのよう な影響が及ぶのか、また最終期限が果たして 守られるのか、後退はないのかが注目されて いた。

第2に、EUの「深化」もEU域内労働移 動をますます重要なものにした。EUは1992 年の市場統合とその後のフォローアップに よって財市場における統合の基礎をほぼ完 成させた。また、1999年~2002年にかけて は単一通貨ユーロを導入し、欧州中央銀行制 度を創設し、共通の金融政策を開始した。こ のためEU域内に経済的不均衡が生じても、 加盟諸国は独自の為替政策と金融政策を行 うことがもはやできない。実際問題として不 均衡を是正するほど大きな労働移動がEU 域内で生じることは期待されているわけで はないが、にもかかわらず、単一市場・単一 通貨創設後のEUにとって、残された未完成 な市場であるEU労働市場と域内労働移動 の自由化は重要な課題であった。

第3に、「労働移動」の自由化に関する問 題は世界的にも大きな課題になっている。日 本をはじめ先進国では人口減少による労働 不足から外国人労働力への関心が高いが、と りわけ高技能労働者の獲得に関する関心が 高まっている。他方、途上国でも自国移出民 からの送金の経済的メリットが注目され、自 国民の「輸出」への意欲が高まっている。こ のように国際労働移動に関する利害関心は 受入国と送出国の双方で世界的に高まって いるが、国際労働移動のもたらす送出国から の「頭脳流出」の問題や、受入国における社 会的・政治的・経済的軋轢は外国人労働者に 関する多くの文献によってすでによく知ら れている。域内で労働移動を自由化したEU はそのような国際労働移動がもたらす問題 のいわば「実験場」であり、その域内で生じ る相対的低所得国(たとえばラトビアのよう な国々)から相対的高所得国への移動の実態 とその影響についての研究は、世界大の「労 働移動」の問題を扱う研究にも貴重な資料を 提供するものとなろう。

第4に、アメリカのサブプライムローンの 問題に端を発したヨーロッパの深刻な金融 危機と経済不況という環境において、EUの 労働移動の実態および制度的発展はいっそ う注目に値する。1970年代、オイルショッ ク後の不況の下、EUの域内労働移動の実態 および制度的発展は停滞した。80年代の景気 上昇の追い風と域内市場プログラムの助け を得てようやく労働移動に関する制度上の ブレークスルーが生じた。現在の金融ショッ クがEUの労働市場へどのようなインパク トを与え、EU大の労働市場および労働移動 に関する政策形成が短期的、中期的にどのよ うな影響を受けるのか、ひとつの広域的国民 経済として現れつつあったEUの経済が分 裂傾向を深めるのか、苦境に入ったこの時期 であるからこそ、労働移動に関する動向を注 視し、深い洞察を与える必要がある。

本研究の目的は、上述の諸点に着目し、近年の EU「拡大」と「深化」および金融ショックが EU の労働移動および労働市場に与える効果を明らかにすることである。

#### 3. 研究の方法

経済学の実証研究においてはマクロデータ等を用い、回帰分析等によってその効果を統計的に検証するものが多いが、本研究はそのような手法を取らず、企業や労働者、政策立案者、国際機関などのアクターの行動を分析する政治経済学的なアプローチを取るところに特色がある。このアプローチは私のでよるに特色がある。流計学的手法による実証研究はももらん有用であると考えているが、私がそのような手法を取らずに政治経済学的アプローチ

EU域内の外国人労働者に関する研究は多いが、その多くはEU域外からの労働者、とりわけ発展途上国からの移動者が対象となっている。また、その多くは法学、政治学、社会学による外国人労働者研究であり、経済学からEU域内の労働移動にアプローチする文献は少なく、本研究は国内外でも極めてユニークな部類に属する研究である。

本研究では、具体的には以下の諸点に焦点を絞って、研究を行った。

まず、「拡大」はEU域内労働移動にどのような影響を及ぼしたか、とりわけ、2004年から自由化を開始したスウェーデン、アイルランド、イギリスを中心に、労働移動の実態と各国にもたらされた経済的インパクト、社会的・政治的影響を明らかにする。

次に「拡大」の影響を、2006年から自由化を開始したフィンランド、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スペインを中心に調べ、2004年の第一陣の国々との比較において、それらの国々に自由化開始を可能にした背景を分析しつつ、各国に及んだ経済的インパクトの有無と程度を明らかにする。

加えて、ハンガリーとアイスランド(後者はEUに未加盟だが公共職業紹介所ネットワーク(EURES)やシェンゲン協定に加盟し人の移動は自由化されている)など金融危機から大きな影響を受けた国を事例に取り上げ、金融ショックが与える労働移動の実態への影響と、労働移動および労働市場の制度的展開に及ぼす影響の有無と程度を明らかにする。

さらに、以上の実態面および制度面での展開を整理し、再度分析を加え、「拡大」のインパクトおよび金融ショックがEUの労働移動と労働市場に与える効果について考察し、EU統合への含意を明らかにする。

# 4. 研究成果

本研究の成果としては、研究期間内に4本の論文を刊行した。以下で、その4本の論文から得られた知見を述べる。

(1) 第1論文では、2004年の第5次EU拡大 によってEU域内の労働移動にどのような インパクトがもたらされたのかを明らかに するため、ラトビアとスウェーデンとの間で 生じた事件をケース・スタディとしてとりあ げた。スウェーデンを最初のケース・スタデ ィに選択したのは、スウェーデンがEU諸国 の中で相対的に高所得国であると同時にE U市民の域内自由移動に関するEU法のル ールを第5次拡大時に完全適用した唯一の国 であったことである。他方、ラトビアは2004 年のEU新規加盟諸国の中で最貧国であっ たことから、興味深いケース・スタディにな ると思われた。スウェーデンの労働移動に関 する原因を分析する上では、スウェーデンと 同様に 2004 年から労働移動の自由化を開始 したアイルランド、イギリスとの比較も行っ た。本論文から明らかになったことは、第1 に、2004年にEU域内労働者の自由移動に関 するルールを新規加盟国に唯一完全適用し、 制度適用の優等生ともいえるスウェーデン ではあったが、スウェーデンへの労働移動は イギリスやアイルランドと比較すると大き くないことである。これにはいくつかの要因 があるが、本論文のケース・スタディで取り 上げたスウェーデンの労働慣行も一因とな っている。第2に、スウェーデンのケース・ スタディで見られたような大きな軋轢が生 じる原因として、EU統合が抱える、経済新 自由主義による競争力強化とEU統合の社 会的側面という2つの目的の同時遂行から生 じる葛藤が背景にあることを確認した。EU の市場統合は、低賃金国から高賃金国へと労 働者が移動することによって、高賃金国と低 賃金国の賃金水準が平準化し、それによって 経済効率化を図ることを基本目的としてい た。1992年市場統合の際にはソーシャル・ダ ンピングを防ぎ、市場統合の社会的次元への 配慮も求められたが、2000年のリスボン欧州 理事会以降、新自由主義的統合路線が重視さ れ、第5次拡大では中東欧諸国からの低賃金 労働を用いてEU企業の競争力を強化する という期待が高まった。この流れを受けてス ウェーデンの財界が市場統合のルールの貫 徹を求めたために、大きな衝突が生じたので ある。第3に、本論文のケース・スタディで 見られたような激しい抵抗が生じるように なったのは、世界経済の流れとも関係してい る。グローバルな企業間競争が激化し、投資 家および消費者の力が強力になり、企業は投 資家と消費者によるコストダウンの圧力を 受け、国内の巨大寡占企業や労働組合が力を 失い、民主主義が弱体化していくというライ シュが「超資本主義」と呼ぶ現象はヨーロッ パにも影響を与えた。2000年のリスボン欧州 理事会の目標は、1990年代にアメリカ経済が 好調であったことを見て、アメリカの後追い をしようとするものであった。スウェーデンの財界がEU法の貫徹を求めたのも、そのような世界的潮流からの影響を強く受けた上での行動である。第4に、しかしながら、での行動である。第4に、しかしながら、スウェーデンの労使関係はEU諸国の中きた最良の実例としてEUにも評価されてとスを見から、EU加盟国には他の北欧諸国など持つとりためら、アメリカと比べてソーシャルな側面を支持する勢力が大きく、経済新自由主義的な方向への単線的な進行は進まないと考えられる。

(2) 第2論文では、イギリスのケースを分析 対象として取り上げた。第1論文ではスウェ ーデンにおける労働移動の実態をイギリス およびアイルランドと比較しながら整理し たが、スウェーデンへの移動が移動の制度を 完全適用した割には少なかったのに対し、イ ギリスは 2004 年からの新規加盟国(以下、 EU10) から労働者をEU諸国で最も多く受 入れ、好景気時の人手不足の解消で労働移動 自由化から最も利益を享受した。第2論文で は、イギリスで生じた大規模争議をめぐって のアクター間の利害関係を分析した上で、次 のような知見を得た。スウェーデンのケース との比較において、まず共通点として、①E U法と国内法との齟齬が労使間の軋轢を引 き起こす原因となった、②経済危機や景気後 退の影響が軋轢を増幅した、③軋轢の激化が EU統合に対する国民の疑念を引き起こし、 EUの労働移動に関する制度に対する規制 が言及されるようになったことがある。しか し、相違点は、①スウェーデンのケースでは 事業の発注主体が自治体であるのに対し、イ ギリスのケースでは私企業、②スウェーデン のケースではラトビアとの間に大きな賃金 格差があったのに対し、イタリアとイギリス との間の賃金格差は相対的に小さく、「ソー シャル・ダンピング」とは明言できない、③ 関係した企業の建設業における実績ではイ ギリスのケースの方がはるかに上で、大きな 差があることである。これらの相違点から、 イギリスで生じたケースの方が、EUの域内 市場の理念により大きく反しており、EUの 域内市場統合政策にとって脅威である。スウ ェーデンのケースにおいても、イギリスのケ ースにおいても、国外派遣労働者に対する労 使間の見解の溝は深い。論文で取り上げたよ うな事件が頻発してEU域内市場政策への 不信感が高まるのを防ぐには、労使間のコン センサスの構築が不可欠である。

(3) 第3論文では、アイスランドを分析対象とした。アイスランドは2008年に通貨危機と財政危機に陥り、国家の破綻の瀬戸際まで追い込まれた。IMFと北欧諸国等から融資

を受けて破綻を回避し、国家の経済再建に取 り組んでいるが、経済成長率は落ち込んだま まである。そのような危機に直面し、アイス ランドは 2009 年 7 月よりEUへの加盟申請 を行い、2010年7月よりEU加盟交渉を開始 した。アイスランドのEU加盟はまだ実現し ていないわけであるが、アイスランドは欧州 経済領域(EEA)協定(1994年発効)国で あるためEUとのモノ・人・サービス・資本 の自由移動が保障され、また、北欧諸国とパ スポート同盟を結んでいた関係から、EU諸 国の国境間の人の自由移動を確保するため のシェンゲン協定 (1995年発効) にも加盟し、 EUの職業紹介サービス(EURES)にも 参加している。このため、アイスランドは、 未加盟とは言え、人の移動および労働移動の 制度についてはEUとの統合がほぼ完全に 自由化がされている国と言える。本論文では アイスランドの労働移動の実態を入手可能 なデータを元に整理したが、その結果、いく つかの諸点が明らかになった。第1に、アイ スランド人の国際移動は純移動で見ると移 出超過が基調である一方で、外国人の国際移 動は移入超過が基調であるが、グロスで流出 入を見ると、流出・流入ともに増加傾向が見 られ、とりわけ外国人に関しては、2004~ 2007年に流入が急増している。第2に、2004 年~2008 年にアイスランドへ流入した外国 人については、移入・移出ともに男性の割合 が顕著に高く、35~64歳の壮年の労働者の割 合が高いこと、そして 2004 年・2007 年新規 加盟国(以下、EU12)からの流入者の割合 がピーク時には 73.1%に達するほどであっ た。第3に、人口のストックで見ても、2000 年代半ばからの外国人人口の急増は、EU12 からの人口の急増が原因となっている。第4 に、アイスランド人の移出に焦点を当てて見 てみると、2008年の金融危機後の 2009年か ら急増しているのがわかる。その移出先の大 部分は北欧4カ国である。外国人の移出も同 じく 2009 年には流出が流入を上回った。論 文では次に、そのような労働移動の実態を生 じさせた要因を考察するとともに、第5次E U拡大がアイスランドに与えた効果を考察 した。その結果、明らかになったことは、E U12 からの労働移動は、制度的要因が大きく 影響しているということである。アイスラン ドへの外国人の流入が増大した要因には、ア イスランドの基幹産業であるアルミ産業の 事業拡大と企業支援のためにアイスランド 政府が行う巨大ダム建設、および不動産ブー ムがもたらした建築需要の増大から生じた 労働需要があった。建設部門で必要とされた のは壮年の男性労働者である。しかし、労働 者を国籍別に見てEU12 からの外国人が顕 著に急増したのは、アイスランドがEUとの 間にすでに人および労働に関する統合の制

度的枠組みを持っており、EU拡大と同時に EU12 の国民は労働許可を取得することな くアイスランドへ入国・就労できるようにな ったことが大きい。アイスランドを襲った金 融危機と経済危機の影響は、EU12の労働者 の流出、およびアイスランド人のEU諸国へ の流出の急増に表れた。第5次拡大はそのよ うな形で実態面に影響を与えたが、実態面で の変化は、アイスランドの制度面にフィード バックされることとなった。EU12 からの労 働者の急増で、アイスランドにおいても、ス ウェーデンのケース・スタディで取り上げた ような、いわゆる「ソーシャル・ダンピング」 が問題となった。アイスランド政府は組織率 においてスウェーデンを上回る強力な労働 組合を持ち、労使関係は極めて良好で、労働 市場の柔軟性が OECD によっても評価されて いる。この良好な労使に基づき、アイスラン ドでは労使が無用な軋轢を回避しながら、ソ ーシャル・ダンピングを防ぐ制度整備に成功 した。しかしながら、アイスランドは偏った 産業構造を持ち、国家規模も極小であり、克 服すべき経済的課題は多い。金融危機から悪 化した経済状況が早期に改善しないならば、 良好な労使関係の継続は困難に直面するか もしれない。

(4) 第4論文ではフィンランドにおいて生じ た事件のケース・スタディを行った。フィン ランドは、2006年からEU8に対して完全に 移動を自由化したが、EU内においては相対 的に高所得の国であり、スウェーデンのケー スと類似の事例が生じた。本論文で取り上げ た企業は、EUの自由移動の制度を利用し人 件費を圧縮するための対策を講じたが、それ には国際的な競争圧力への対応、とりわけ 2004年の第5次拡大以降の競争の激化への対 応に迫られたことが背景にあった。その結果 生じた労使間の対立は、欧州裁判所の判断を 求める結果となったが、スウェーデンのケー スと同様に、労働側には不利な結果となった。 しかしながら、欧州裁判所による判断は、E U諸国で保障されてきた基本的な人権と市 場統合の優越性について、後者を前者に優先 させるという重大な判断を含んでおり、その 後のアクター間の主張の対立から、市場統合 とその社会的側面の発展を同時に目標とし てきたEU統合がかかえる葛藤がいっそう 明白に浮き彫りになった。本論文によって、 「拡大」がEU諸国の労働市場に大きな軋轢 をもたらし、さらに近年の経済危機は状況の 改善を難しくさせているという、先の3つの 論文で明らかにされた結果が補強された。

(5) 以上の4つの論文から、EUによる労働 移動および(労働者の移動を伴う)サービス の移動に関する制度は、現状では高所得の加 盟国の国内に強い軋轢をもたらすこと、その意味で、EUの制度はEU経済統合の重要なアクターである労使間で十分な合意がなされているとは言えないことが明らかになった。また、労使間の利害調整が急務であるが、隔たりは大きく、容易に解決され得ないことが明らかとなった。調整はEUを襲った金融危機とその後の経済不況の中でますますといものになっている。制度を変化させるとめ、アクター間での駆け引きは続いている。今後、EUの制度がどのように変化するいが、アクター間の利害調整のプロセス、グローバルなレベルでの政治経済的潮流、世界経済の動向、EUへの新規加盟国の追加などによって影響を受けるだろう。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

- ① 本田雅子、EUにおける経済的自由と社会民主的権利の衝突―ヴァイキング事件、ECJ先決裁定、モンティ規則を巡って一、大阪産業大学経済論集、査読無、第14巻第2号、2013、121-144
- ② 本田雅子、アイスランドの労働移動—E U第5次拡大と金融危機がもたらした影響を中心として—、大阪産業大学経済論 集、査読有、第13巻第2号、2012、1-26
- ③ 本田雅子、EUにおける国外派遣労働者 一イギリスで生じた労働争議に関する一 考察一、査読有、第12巻第2号、2011、 97-115
- ④ 本田雅子、E U拡大と労働移動―第5次 拡大におけるスウェーデンとラトビアの ケースー、査読有、第11巻第1号、2009、 97-122

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

本田 雅子 (HONDA MASAKO) 大阪産業大学・経済学部・准教授 研究者番号:50306073